

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1996.3.10発行(通巻第248号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替11座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 新通達施行で労災針灸一律期間制限は撤廃.....1
- と場労働者の頸部脊椎管狭窄症に労災認定.....3
- 前線から(ニュース).....13
- 人種差別撤廃条約の発効.....15

新聞記事から／18
表紙写真／徳島日本ハム工場労働負担調査(本文3頁)

'96 3

375 通達改訂し、新通達施行 針灸一律期間制限は撤廃

**針灸治療への差別的取扱いをやめよ！
被災者の損失を最大限救済せよ！**

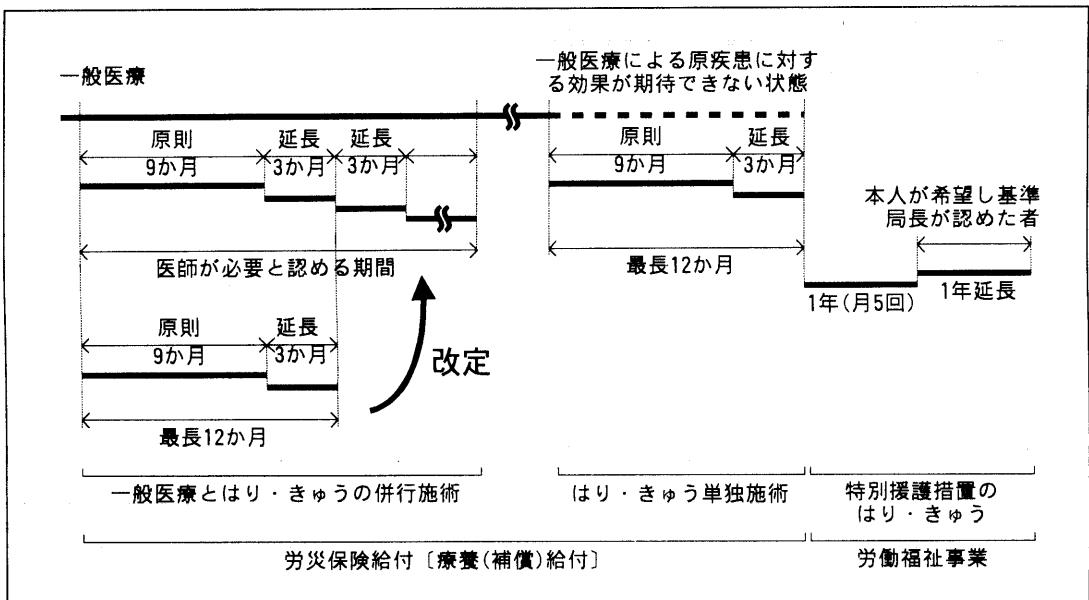
労働省は、労災保険での針灸治療に関して、治療期間を「原則最長1年」としていた従来の取扱いを改め、一律の期間制限を撤廃した。1982年の基発375号通達以来の改訂である。一昨年11月30日の大阪高裁での国側全面敗訴を直接の契機として行われたこの通達変更は、14年間の針灸治療制限反対闘争の大きな成果である。

新通達は、「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る保険給付に係る取扱いについて」（基発第79号・平成8年2月23日付、同年3月1日施行）と題するものである。具体的な取扱いは、図の通りであるが、一般医療との併用（併施）について一律の期間制限を撤廃するというものである。ただし、「単独施術については1年、アフターケア最長2年」については変更はない。一律期間制限はなくなったとはいえ、12ヶ月以後、診断書と新たに作られた「施術効果表」等を提出しなければならない点に明確なよう、依然としてはり・きゅう治療に対する差別的取扱いを定めており今後に大きな問題を残している。「施術効果表」を理由に実質的な期間制限の材料とされてはたまつたものではないそもそも一般医療とは異なる独自の

手続きを定める合理的根拠は皆無なのである。

さて、今後の緊急の課題として、以下の点について解決が図られなければならない。

第一に、過去において不支給とされたり、被災者自身があきらめて自費治療などを続けてきた部分の救済についてである。具体的には、まず、神奈川針灸訴訟の和解交渉が東京高裁で進められており、訴訟期間中の時効期間（2年）を過ぎた部分の針灸治療費を和解によってどれだけかちとられるのかが大きな焦点となる。次に、神奈川・東京などで一昨年の大阪高裁判決を受けて新たに請求が行われた部分がその後労働省の通達見直し作業を理由に労働省自身の判断で「決定保留」となっており、今後この取扱いをどうするのか。さらに、「決定保留」とされたものがある一方で、地方によっては通達により自動的に「不支給」とされた部分があつて、これらの多くが「60日以内」の不服審査請求期限を経過しているため現行の手続きを杓子定規に適用すれば救済されないことになり、前述の「決定保留」部分が今後支給対象となる可能性が大きいことに比較して明らかに不公平が露呈してしまうことである。



労働省は、「施行日以降に請求行為があるもの」については、針灸治療が1年を超えていても支給の対象としていく方針を内部の事務連絡によって労基署窓口には連絡しているが、これだけでは明らかに不十分である。いずれにしても、過去14年間の誤りによる被災者の損失については、時効期間や過去の画一的不支給決定にこだわらない抜本的救済がなされるべきことは論を待たない。この点を焦点とした現場での攻防が重要になるとともに、労働省に対応を迫っていくことが必要であろう。

労働省は自らの誤りを認めたのであるから、375通達によって不当に切り捨てられ、大きな損失を被ってきた被災者の救済を最大限行う義務がある。

(事務局)

**労災保険
鍼灸治療**

期間の制限を撤廃

労働省行政訴訟敗訴受け

96.3.7朝日

その結果、一般の医療と併用する場合の鍼灸治療について「運動機能回復などの効果がなお期待できる」という医師の診断書があれば、期間制限は設けないと決まりました。原則的に通達以前のケースには適用しない」という。

としていることを理由にしていた。だが、期間制限後、治療を打ち切られた保母や銀行員らが国を相手取り行政訴訟を起こした。東京高裁と大阪高裁の判決で「十二か月を超えてでも治療効果はある」「一律に期間を制限する合理的根拠を欠き過ぎた」として、国が敗訴していました。この判決を踏まえ同省は見直し作業を進めてきました。

労災保険での鍼灸（はり）

労災保険適用を最大6ヶ月と制限している健康保険に、労災保険の一般的治療が準拠

したいることなどを理由にしていた。だが、期間制限後、治療を打ち切られた保母や銀行員らが国を相手取り行政訴訟を起こした。東京高裁と大阪高裁の判決で「十二か月を超えてでも治療効果はある」「一律に期間を制限する合理的根拠を欠き過ぎた」として、国が敗訴していました。この判決を踏まえ同省は見直し作業を進めてきました。

と場労働者（豚解体ラインのデハイダー）の 頸部脊椎管狭窄症に労災認定

全国一般徳島地本四国日ハム支部
全国と場・食肉市場労組連絡協

徳島市の四国日本ハム徳島工場の豚解体ラインで働いてきたTさんの「頸部脊椎管狭窄症」に関する労災請求について、3月上旬、徳島労基署は労災補償の支給を決定した。

Tさんは、全国一般徳島地本四国日ハム支部所属の最古参労働者である。今回の労災認定は、地本、支部、そして、全国と場・食肉市場労組連絡協議会（以下、全国協）の積極的な取り組みによってかちとられたものである。その過程で人員増を実現するなど労働条件改善も前進している。一方、昨年末から工場閉鎖攻撃がかけられるも本工場労働者含め全員が全国一般に加盟、この団結で3月閉鎖を撤回させ現在に至っている。そうした厳しい状況下、今回の労災認定は今後の労働条件改善に資するものと思われる。

長年のデハイダー作業が原因

Tさんの症状は、デハイダーという振動工具を使用して豚の皮を剥ぐ（はぐ）作業に従事することによる上肢から頸部への労働負担の繰り返しによって脊椎の変性がおこり変形性脊椎症を発症し、その結果神経組織が通っている脊椎管が狭くなつて神経を圧迫し、後

頭部から頸肩腕部の強固な痛み、シビレをもたらしたものである。こうした症状は腰にも及んでおりTさんは腰痛にも悩まされている。

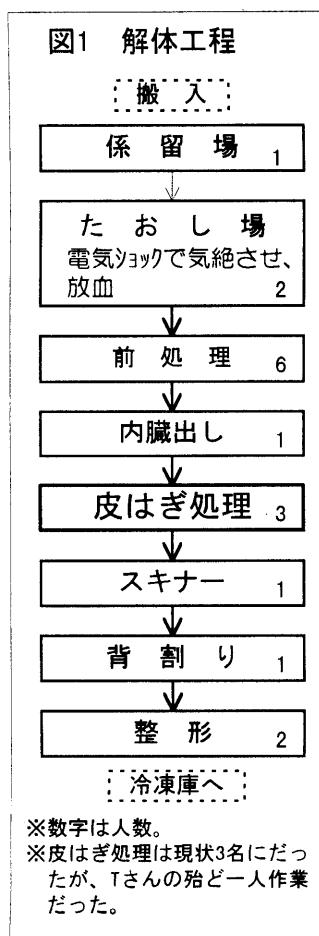
Tさんは1970年（29歳）から豚解体ラインで就業開始、78年のライン変更に伴い、皮はぎ工程にデハイダー（圧搾空気動力駆動のもので重さ約1.3kg：写真1）が導入され、以来、一貫して、デハイダーによる皮はぎ作業に従事してきた。この作業は3人（3ポイント）以上の流れ作業で行うのが通常だが、日本ハムの出す解体料が非常に低いため人員が増やせず、多くの期間Tさんはほとんど一人



写真1 デハイダー（握りのレバーがスイッチ）

で従事せざるを得なかつた。作業は、右手にデハイダー、左手で皮を握り、足でつり下げられた豚の皮を、モモから肩の部分まで（作業点的には上から下まで）、次の工程であるスキナー（皮はぎ機）にかけられるように、むくというものだ。

図1 解体工程



皮はぎ作業の3倍以上の労働負担がかかっていたと考えられる。現在、平均的な作業工程と思われる大阪市中央卸売市場南港市場では同様の工程を計約5人で分担している。すなわち、現在、大阪・南港では前処理で「ももムキ」（ナイフ使用）に1人、デハイダー処理で4人の計5人が配置されており、これらの

この作業はデハイダーを握りしめて保持しつづけて作業するため、両腕に相当力をいれなければならない。作業点を自分の胸より高いところに保持したり、あるいは逆に深い前屈み姿勢をとるというぐあいに不自然な姿勢が多く、頸、肩、腕、腰への多大な労働負担のかかる重労働である。

配置人員から考えて、通常の

作業を合わせた作業内容をTさんは1人でこなしていたのである。現在の大坂・南港の処理頭数は1日500頭程度であり徳島日ハムもほぼ同水準であることから、Tさんは長年にわたり1人当たりの作業量で5倍程度の作業量をこなしていたことになる。（また、大阪・南港などでは、作業点高さに応じて作業台につけたり、作業ポイント間で担当者を交代するなど作業負担を減らす工夫がされている。）さらに、通常は別に作業ポイントをもうけて行う、ハラミ取り、生殖器取りの仕事もTさんはデハイダーを使用して行っており、その分も余計に負担となっていた。具体的な処理頭数は表1のとおりで、休日をのぞいた年間稼働日数（約244日）でこれを除すると、1978年以降では、1990年の612頭／日を最高に、平均503頭／日を処理してきている。全体で

	年間処理頭数	一日当たり (年間稼働日数 244日として)
1978 (S53)	130,748	536
1979 (S54)	142,050	582
1980 (S55)	114,776	470
1981 (S56)	95,881	393
1982 (S57)	96,649	396
1983 (S58)	92,276	378
1984 (S59)	113,681	466
1985 (S60)	113,836	467
1986 (S61)	146,070	599
1987 (S62)	143,032	586
1988 (S63)	136,483	559
1989 (H1)	140,436	576
1990 (H2)	149,404	612
1991 (H3)	132,161	542
1992 (H4)	116,120	476
1993 (H5)	107,993	443
1994 (H6)	115,406	473
平均	122,765	503

表1 1978年以降の豚解体頭数推移

これを15~16名で処理しており、全国的な水準から考えても相当な労働過重になっていた。

こうした負担作業の中、Tさんは約10年前から左手のシビレ、肩のこり、頭痛に悩まされるようになった。症状は1993年冬に相当悪化し、病院に受診し頸部の手術を勧められた。しかし、この時点では現場を抜けるわけにもいかず、我慢して作業を続行、2月に新人を入れ、技術習得をさせた上で5月1日より休業を開始し、5月6日入院し、7月29日に脳神経外科にて、頸部脊椎管狭窄症の手術を受けた。その後94年2月14日に退院した。その後も症状はすぐれず、湿布薬を手放すことができず、通院加療を続けてきた。

Tさんの件を契機に、現在、デハイダーの部分には2名増員し、3名体制となっている。

医学的にも因果関係は明らか

労災請求後、整形外科の観点から片岡浩

之・田島隆興氏が、労働衛生の観点から天明佳臣・熊谷信二氏がそれぞれ業務上疾病であるとの趣旨の意見書を提出した。片岡・田島意見書は、被災者の診察、主要なX線・MRI写真の検討、労働現場視察と港湾労働者の港湾病を長年診てきた経験を踏まえて書かれたものである。天明・熊谷意見書は、横浜市のと場における労働衛生調査、産業医としての知見を踏まえながら、徳島日ハムの現場の実態調査、筋電図を使った負担調査結果に基づいて労働衛生学的意見を述べたものである。これらは、同種の職場における問題を考える際の参考になると考えられるので以下に掲載する。二つの医学的意見は、労働組合の取り組みと相まって認定の決め手となった。徳島労基署は以上のような労働実態と医証を重視し、前例のあまりない本件のような疾病を業務上認定したと考えられる。

(安全センター事務局)

片岡・田島意見書（全文）

徳島労働基準監督署長殿

兵庫医療生活協同組合・神戸診療所

整形外科 片岡浩之・田島隆興

神戸市兵庫区新開地6-1-12-201

T氏の頸部脊柱管狭窄症に関する意見書

我々は神戸の地において地域の人々の診療に従事する一方、神戸弁天浜の港湾労働者、

学校給食調理員、保育所で現場労働を担う保母etc.との関わりの中で、いわゆる職域医療の領域でも少なからず経験と蓄積を有してきている。

我々の認識からすると、日本ハム徳島工場・と畜部門にて長年豚の解体に従事してきたT氏の頸部脊柱管狭窄症は疑いなく明らかに業務上の疾病である。

以下に、具体的にその医学的根拠を述べてみたい。

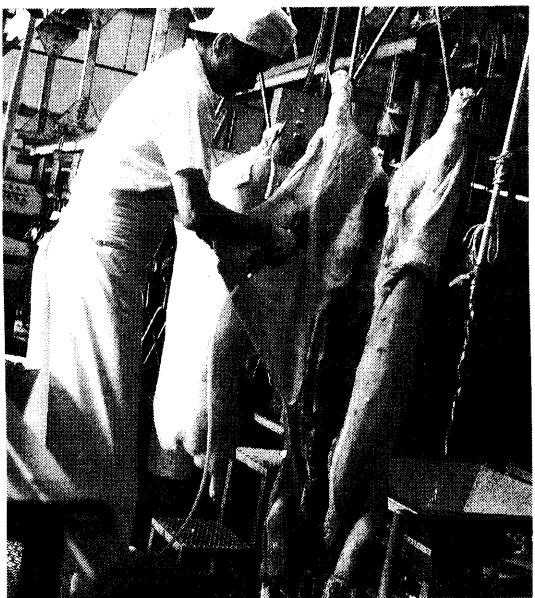


写真2

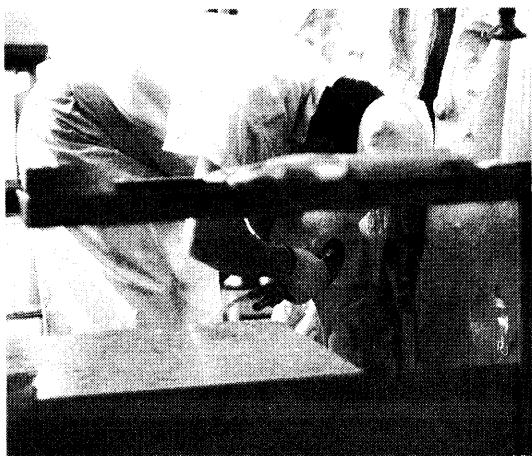


写真3

1) T氏の業務歴・労働環境・発症へと至る経過

1970年、29歳で入所以来、また特に'78年以降デバイダーを用いて豚の皮はぎ作業に長い期間従事してきたとのことであるが、その作業量が他の地域の同業者に比し膨大であったこと、諸事情によりT氏一人でその任務を担ってきたことについては、他で詳細な報告がなされていることと思われるため、ここでは繰り返さない。しかし、左上肢全体の力で皮を引っ張りながら、右手でデバイダー（振

動工具）を用いて吊された豚の上から下までの（注：後ろ足から前足まで）皮を剥ぐという一連の作業を継続することは、両上肢・頸椎に、そして作業点が自らの身長の届く範囲全体にわたるという点からも頸椎に、また腰椎に繰り返し物理的ストレスを加えることになると判定できる。こうした力学的ストレスの反復によって、頸椎の主要な支持要素たる椎間板・椎間関節の変性が促進され、手術に至る症状の増悪をきたす以前の40代に頸椎牽引治療を施行していたことは十分うなづけることである。その後、作業量の増加に伴って頸部～背部の広範な痛み、右上肢のシビレが出現し、手術治療へと至る様は、変性が促進されていた頸椎全体が構造としていよいよ破綻をきたし、神経

症状を有してきたと説明することができ

る。

2) 手術へと至る経過

T氏の術前の頸椎は、単純X線上、中位～下位頸椎を中心として中等度以上の脊椎症性変化を認め、中間位では強い後弯変形を認める。Luschka（ルシュカ）関節のOA（変形性関節症性）変化、椎間関節のOA変化も著しく、MRI上にも多椎間にわたり椎間板変性を認め、いわゆる developmentalな（進行性の） canal stenosis（脊椎管狭窄症）を呈し、頸椎脊柱管狭窄症と診断された。職業上の仕事内容からは動的圧迫因子も考慮されるところである。術前の脊髄造影においても中位～下位頸椎を中心としているが、多椎間にわたり増殖性の後方要素が関与した脊柱管の狭窄とクモ膜下腔圧排所見を認める。

採用された術式は、ceramic（セラミック）角柱を用いた脊柱管拡大（椎弓形成）術である。6椎間にわたる椎弓形成が施行されているが、これは第3～7頸椎に狭窄があり、その全

体を責任病巣と見ていたことを意味する。

一般に頸椎症あるいは頸椎椎間板ヘルニアに対しては、その多くの場合は、頸椎牽引 etc. の保存療法を主体としており、手術へと至る例はその一部である。また頸椎椎間板ヘルニアの典型例のように、一椎間あるいは隣接二椎間に病変があり、保存療法に抵抗する、または神経症状の強い例で手術を施行する例（その際には、上記とは異なる術式、すなわち前方除圧固定術が選択される）と比較し、T 氏のように頸椎全体に変性を有し、手術へと至る重症例は、その背景として頸椎に繰り返し加わる圧迫ストレス・運動負荷（その多くは職業性の）を有していることがほとんどである。

つまり、1) で記述した「特殊な作業の繰り返しが頸椎の支持組織たる椎間板・椎間関節の変性を促進し、作業量の増加によってその全体の破綻をきたした」という説明は、術前の画像所見及びそれを根拠として頸椎全体を責任病巣とみた術式を採用したことから照らしてみても合理的なものといえる。

3) 現在

手術によって脊柱管の拡大は前後径、左右

径とも申し分なく獲得されている。それは、手術当日に挿管下に施行一確認された単純 X 線、CT 像と現在の画像所見が一点の疊りもなく示している。

ところが、術後2年以上が経過した現在、症状の改善が十分に得られているとはいえない状態である。様々な要因が考えられるだろうが、その一つに症状を有してから手術-除圧に至るまでの期間が長かったことが考えられよう。頸椎の手術成績を左右する因子として、罹病期間、術前の症状の強さが取り上げられることが多いが、T 氏の場合は、その両者とも不利な状態であったと思われる。比較的若年にして発症し、症状の増悪をきたし手術へと至った T 氏の疾病は、その業務に起因し、業務によって促進されたとこうした点からも考えることができる。

以上示してきたように、T 氏の頸部脊柱管狭窄症は、客観的な医学的考察の上からも業務起因性の疾病であると我々は考える。

貴職にあかれても、常識的な見地に立ち、早急に業務上認定の結論を下されんことを強く望む次第である。

1995 年 10 月 21 日

天明・熊谷意見書（一部省略の上要約：文責事務局）

意 見 書

天明佳臣

神奈川県労働者医療生協港町診療所所長
(財) 労働科学研究所 客員研究員

熊谷信二

大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部

1995 年 12 月 14 日

はじめに

T 氏の頸部脊柱管狭窄症の業務起因性について、労働衛生的な視点から意見を述べる。はじめに筆者 2 人の研究歴にごく簡単にふれておく。天明は臨床医をしつつ労働負担の調査研究をしており、1980 年から今日まで横浜食肉市場（横浜市鶴見区大黒町）と畜解体作業に従事する人たちの健康管理に参加している。熊谷は 1985 年以来一貫して大阪府立公衆

衛生研究所において労働衛生現場から持ち込まれる労働衛生上の問題を幅広く調査研究し今日に至っている。本意見書は筆者らが日本ハム徳島工場を訪れて、豚解体作業を詳細に観察し、さらにT氏の従事している豚の皮剥ぎ作業中の頸部・腰部傾斜角の測定、並びに筋電位測定（被験者はT氏と同作業に従事している同僚労働者の2人）を行い検討した結果に基づいて執筆した。

I. T氏が行なってきた豚の皮剥ぎ作業の 作業特性と作業条件

逆さに吊り下げられて送られてくる豚の皮を左手でつかみ、右手に把持するデハイダー（注）で腿、腹、腕の皮を剥ぐ。スキナー（ドラム型の皮剥ぎ器）にかけることができる状態まで皮を剥いでゆくのであるが、現在は3人



写真4

の作業者が一組になって、腹、腕、腿を分担して作業を進めている。しかし、この作業は1978年から1993年まで（T氏が、左手のしひれ、肩こり、頭痛などのために作業が困難になるまで）は、ほとんどT氏一人で行なってきた。

作業は腹部分からはじまって、腕、腿と進む。腕部の皮剥ぎ時には腰部は90°前屈（時には90°を超すこともある）となる。その際に、頸部の前屈もほぼ最大に達している。デハイダーの重量に耐えつつ行なわれるこの不自然姿勢の反復は上肢から頸部ならびに腰部にとって強い負担となっていることは議論の余地がない（写真2, 3, 4, 6）。

次に作業条件。T氏の作業量について、山田重文氏の「申立書」（注：会社申立書）には大阪市中央卸売市場南港市場との比較が述べられているが、その中で、T氏はほぼ10年にわたって南港市場の労働者の5人分の作業を一人でしてきた、と推定している。筆者のひとり天明がかかる横浜食肉市場と比較しても、作業方法が若干異なるために何倍というようには言えないが、T氏の過重負担は明らかと考える。ちなみに、横浜ではスキナーにかける前の前処理皮剥ぎのところで、豚の頭部切り離しもやっている。いったん台の上に置いて、デハイダーは使わず、ナイフで作業している（一時期、デハイダーを導入したが、重くて使いにくいというので、作業員の総意で返上し、ナイフにもどったのである）。処理台は6台あって、常時使うのは4台、1台に2人の作業員がついて作業を進める。豚解体は平均して500頭前後（！）である。この部門の作業は作業員ならだれでもができるように訓練されていて、この工程が遅れると手のすいた他のセクションから応援者がだれに指示されなくとも、回ってくるようになっている。

日ハム徳島工場の場合には、さらにもうひとつ作業負担を強める要因がある。解体作業

が頭当たりいくらの請負制になっていて、請負料が低く押さえられているために、男性労働者の多くが他のアルバイトをせざるをえず、こうした事情などから、作業を可能な限り早く終わらさなければならず、ほとんど常に「急ぎ作業」になっている点である。急ぎ作業は、一点に注意を集中させるために、周囲への目配りに欠けやすく安全面の問題があるし、さらに大きな問題は“全身の緊張を高め、心身の負担を強める”点である。

ひとつの例を示す。図1は、学校給食の調理員がメトロノームの音の合わせて、野菜を切ったときの手、腕、肩、腰などの筋肉を比較したものである。横軸が1分間に包丁を入れた回数で、右にいくほど早く切ったことになる。縦軸は筋肉の使われ方で、上方にいくほどその部分の筋肉は強く使われているとみなすことができる。早く切ると、手、腕だけでなく肩や腰の筋負担が大きくなっていることがわかる。早く切ろうとすると、手や腕の負担だけでなく、影響が全身に及ぶようになる。身体全体を緊張させるためと考えられる。

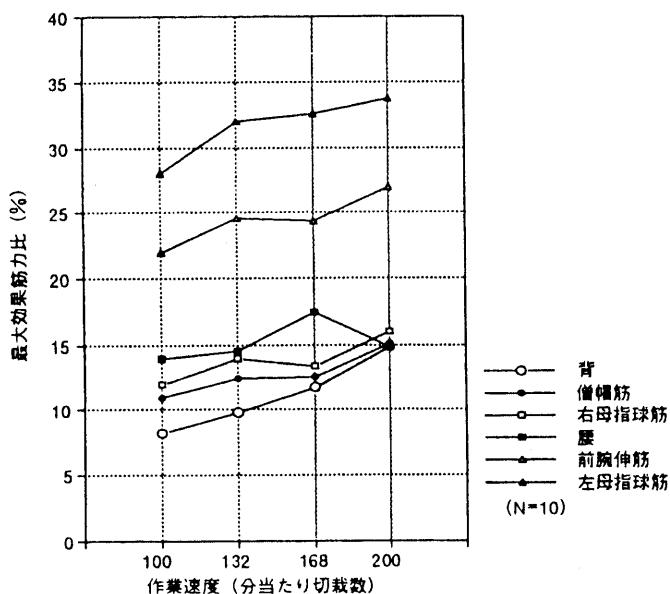
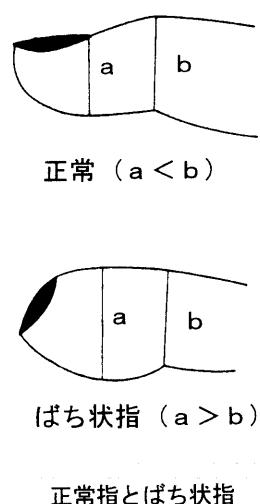


図1 野菜切り作業における作業速度と筋負担

(注) デハイダーは圧搾空気を動力とする一種のカッターである。重量は1.3kg。始動と停止は把持した側の手で行う。右手でデハイダーを操作、左手は豚の皮を持つ。手から上腕、肩・頸にかけて負担のかかる作業なのだが、手指にはどれだけの負担がかかっているのかについては証拠がある。横浜のベテラン労働者にもみられるのだが、手指末節の「ばち状指」(図参照)と呼ばれる変形である。ばち状指は先天性心疾患、肺がん、石綿肺などの随伴症状としてみられるのだが、発生機序については栄養障害、循環障害、低酸素症などが考えられている。しかし、と畜解体労働者のばち状指の原因ははっきりしている。指先に力が入るために、作業中ほとんど常に指先まで血液が回ってこないような状態が起こっているためである(循環障害と低酸素症。爪上を圧迫して爪下が白っぽくなる状態の持続)。T氏の手指もまさにばち状指となっている。



II. T氏の作業負担の状態をさらに明らかにするための実験（詳細省略）

はじめに述べたように、筆者らは豚の皮剥ぎ作業中の頸部・腰部の傾斜角測定と僧帽筋の筋電位測定をT氏ともう一人の労働者（M氏）を被験者として行なった。

頸部・腰部傾斜角測定によって、第1に頸部・腰部の筋負担を推定できる。すなわち頸部・腰部の屈曲を強くすれば、当該部の筋群に強い負担がかかるることは、だれしもが日常経験している。もうひとつ重要なことは、頸部と腰部の傾斜角から頸部の椎間板内圧をある程度推定できることである。これはT氏の頸部脊柱管狭窄の発症の業務起因性を証明する上で、重要な証拠のひとつとなる。

僧帽筋の筋電位測定によって、上肢の負担に伴う頸部への負荷がある程度推定できる。すなわち、豚の皮剥ぎ作業では、左手で皮を引っ張り、右手でデハイダーを保持して作業をするため上肢への大きな負担があるが、当

然、その負担は上肢を支える頸部・胸部の脊柱にも及ぶ。そこで、上肢の負担を見る方法のひとつとして僧帽筋の筋電位の測定を行なった。

測定方法は、頸部・腰部の傾斜角については、傾斜計を被験者に装着させたラグビー用ヘッドギヤの後部と背中に固定して測定した。

僧帽筋の表面筋電位測定は、左右の肩に電極を貼り（表紙写真）、作業中の表面筋電位を0.5秒ごとに記録した。

被験者各人について腹、腕などの皮剥ぎ作

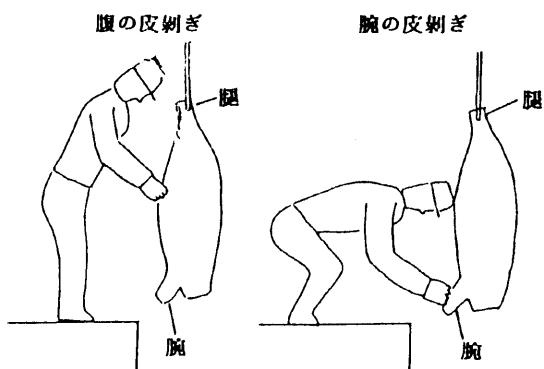


図2 皮剥ぎ作業



写真5 傾斜計をヘッドギアと背中に装着

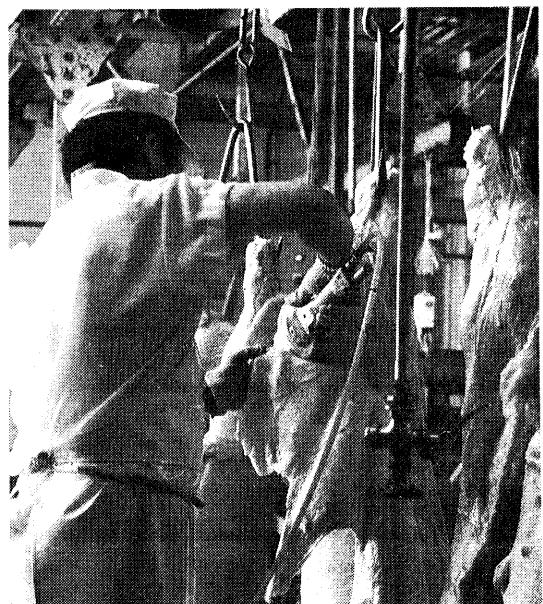


写真6 皮剥ぎ（腹むき）作業

業を行ってもらい測定した。

その結果得られた傾斜角や筋電位、椎間板内圧の推定値から、Tさんが行っていた腕、腹、腿の3ポイントを一人であこなう作業が相対的に非常に大きな作業負担となることがわかった。

III. 結論

T氏が従事した豚の皮剥ぎ作業がどれほど過重なものであるかは、筆者らの作業観察並びに実験によって明らかである。このような負荷が頸部の筋・筋膜・韌帯などの軟部組織に繰り返し繰り返しかかるとどうなるのか。それとはっきりわからぬ程度の微小外傷(micro-trauma without episodes)が軟部組織のなかに発生すると考えられる。そして当該損傷部位はやがて線維化してきて、椎間板や椎体の変形を促進する。さらに、すでに傾斜角実験で推定したように、作業中の椎間板内圧のこう進も確実と考えられ、椎体の変性は進んだのであろう。

変形性頸椎症のメカニズム並びに脊柱管狭

窄の進行について、Rene Caillietの図説をあげておく(R. Cailliet著、荻島秀男訳、「頸と腕の痛み」医歯薬出版 p56、57)(図3)。

なお、横浜食肉市場のベテラン労働者の中に変形性頸椎症の罹患者はいるが、T氏ほどの第3～7頸椎の脊柱管の狭窄をきたした人はいない。これはT氏の作業条件を知ってはじめて納得できた。また、念のためふれておきたいのであるが、脊柱管狭窄症には確かに先天性のケースもある点である。しかし、T氏の場合、まったく先天性とは考えられない。なぜなら、T氏は日本ハム徳島工場に1970年に29歳で入社し、山田重文氏の申立書に述べられているような過重労働に従事してきたのであって、万一にも狭窄症が先天性であったら、70年代のうちに症状が出現したであろうと考えられるからである。

筆者らはT氏の脊柱管狭窄が業務に起因したものであることに疑問の余地はないものと判定する。

以上。

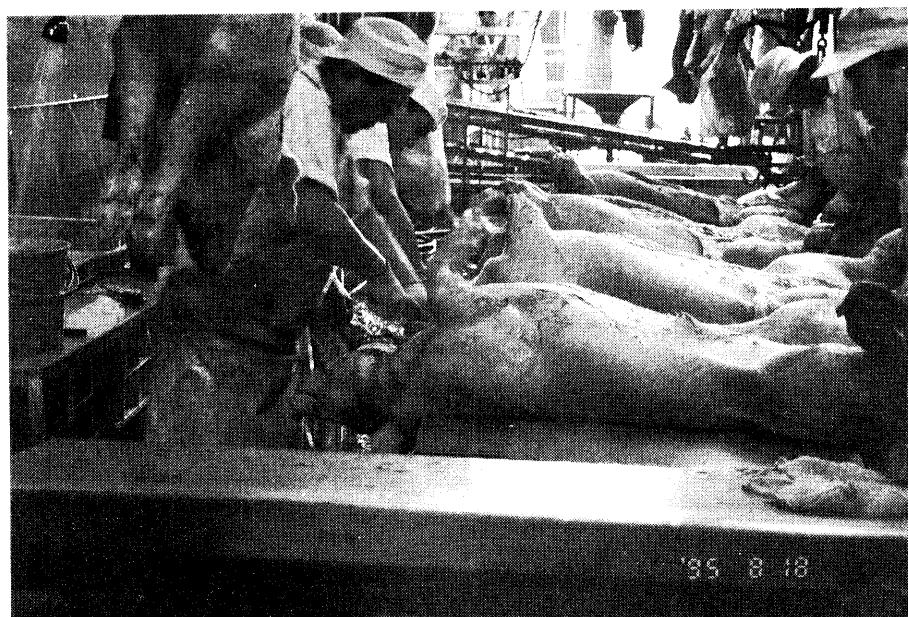


写真7 前処理作業

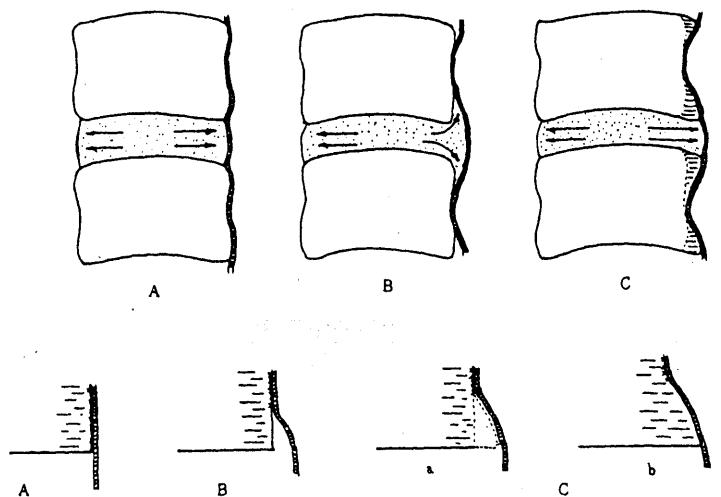


図41 変形性頸椎症のメカニズム

- A. 機能的ユニットの正常な前部で、正常なディスク、正常な間隔および椎体骨膜に密着している緊張後縦靭帯。
- B. ディスクの変性が2つの椎骨を近づけて後縦靭帯にたるみができる。ディスクの内圧が靭帯を骨膜よりはなしディスクの内容物が出て行く。
- C. 突出したディスクの内容物が線維化を起こし(a)、後に骨棘として石灰化を起こす(b)。

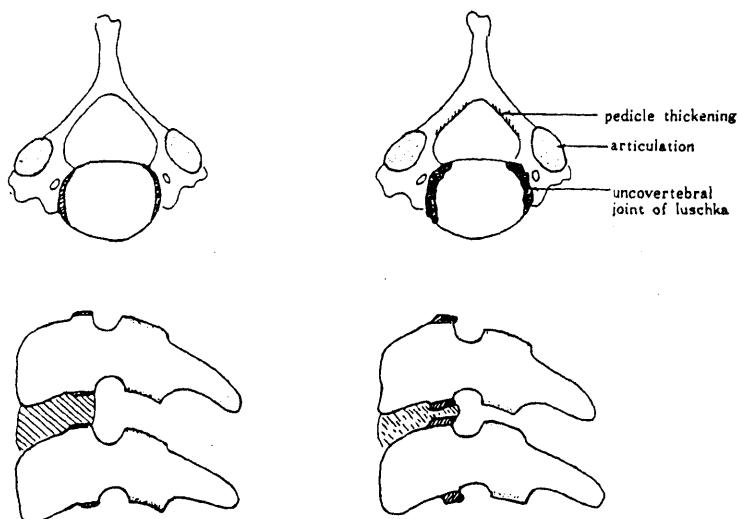


図42 変形性頸椎症の形成に伴うディスクの変性

左、正常のディスク、正常の von Luschka の関節（涙部）および正常後方関節（削面一斜線部）によりわけられた椎体の正常関係。

右、ディスク変性より起こる変化：椎体が近づき、von Luschka の関節は肥厚、粗になり歪みができる。椎間孔は変形を起こし刻面も肥厚し変形を起こす。これらの図ではさらに出現する縦靭帯の肥厚および黄靭帯の肥厚やちぢれが示されていない。刻面カブセルも肥厚する。

これら軟部組織変化のすべておよび椎体の変化が椎間孔および脊柱管を狭くする。

図 3

前線から

労働者の労基研 中基審委員を招き懇談会

大阪

3月26日、大阪労働者弁護団と労組活動家有志による研究会「労働者の労基研」は、中央労働基準審議会の労働者代表である金属機械労組書記長の大山勝也氏を招いて懇談会を開いた。

中央労働基準審議会は、労働大臣の私的諮問機関「労働基準法研究会労働契約等法制部会」の報告をもとに、現在、同法の改正方向を検討中。同報告の基本

的方向が、労働条件の最低条件を定めた労基法の欠陥を補うというよりも、経済社会の変化への対応を重視するものとなっており、こうした問題がどう扱われるかが注目されている。

大山氏からは、審議会の就業規則等部会で議論されているが、現在新たな実態調査がなされており、その結果をまってさらに今年度一杯かかるての審議予定という状況を報告された。

昨年5月の審議会同部会の「中間的とりまとめ」では、①労働移動の増大、就業形態の多様化に伴う労働契約の明確化、②柔軟、多様な働き方に係る労働契約期間の上限等の規定のあり方、③労働契約に係る個別紛争調整システムのあり方の3点が今後の議論の中心とされている。参加者からは、この議論の進め方の設定自身に、経済社会への対応だけを重視した前提が貫かれており、問題だとの意見が出された。

「労働者の労基研」では今後、定期の研究会を開催するなどして今後の法改訂問題への対応を強化していく予定にしている。

フィリピン人労働者のプレス災害 本人帰国後の損害賠償提訴

大阪東南

93年7月の労災事故でプレス機械に手を挟まれ、4指を失ったフィリピン人女性労働者Mさんは、この3

月、当時の雇用主である金属加工業主Fに対し損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に提起した。

Mさんは90年に来日、東京のスナックで働くなどしたあと、93年6月から大阪市平野区の零細工場でプレス作業に従事していた。しかし、同工場の機械は「二度落ち」などの故障が多く、Mさんが作業中に落下、右手示指から小指の4指を失う事故を引き起こ

した。当初、経営者であるFは自ら労災の手続きを取ろうとはせず、Mさんの知人などの説得でようやく手続きを行い、長期の入院後に障害等級第8級の障害を残して治癒した。

その後、損害賠償請求に

ついてはFは、事故発生の責任は全てMにあるとして、全く応じようとしなかった。そのため、Mさんはやむえず大阪地裁への裁判提訴に踏み切ったものである。

なお、Mさんは観光ビザ

で来日、超過滞在になっているため、裁判を代理人に託して提訴をまたず帰国、今後は本人の出廷なしに裁判が進められることになる。

病院が患者の外国人を 警察に通報

徳 島

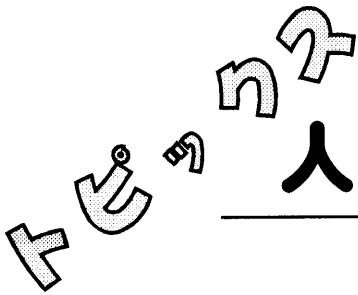
徳島県で起った外国人の労働災害事件についてセンターに相談が持ち込まれた。被災者は、ペルー出身で超過滞在して就労していた。家族ぐるみで働く零細の自動車解体工場で、被災者は解体された部品をスクランプにする機械の約3mのギロチンカッターに足を挟まれ負傷した。この工場では、以前も資格外就労していた外国人が一人逮捕されており、事業主側は何か不法就労を隠そうと考えていたが、被災者が治療に納得がいかず転院したいと言った時、何の責任もとらず被災者を放り出してしまった。被災者は転院し自

費覚悟で入院治療を受け始めたが、なんと病院が警察に通報した。

その後、大阪の外国人支援団体を通じて安全センターに相談があり、さっそく警察に連絡を取ったところ、とりえず本人が入院中のため、病院にて取り調べをおこなったのみだが、働いていた工場にも事情聴取を行ったようである。おそらく病院は、治療費が高額となることが予想されたために支払いの心配をして、警察に通報したと思われるが、労働基準監督署に連絡したり、事業主に支払いを要請するのではなく、患者のプライバシーを暴く

ような行為を医療機関が行ったことは恥ずべき事である。

被災者はまだこれから手術を受け、約3ヶ月の入院が必要なので、すぐに退去強制にされる心配はないが、退院しだい収容される可能性もあるため、そのために被災者の補償を受ける権利が侵害されてはならないのは当然である。また、事業主の方は、警察が入ったため観念したのが労災手続きの要請に応じ、現在書類を整えている。被災者のけがは重く、最低でも障害等級7級が予想される。外国人労働者の少ない地方で、資格外就労というとあおごとに扱われかねない土地柄であり、今後被災者救済のために、警察、労基署の理解を得られるよう交渉を行っていきたい。



人種差別撤廃条約の発効

「差別」を法的に禁止し、
「犯罪」であると言い切った国際条約～その内容は？

1995年12月15日、日本政府は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」への加入を決定し、国連事務総長に加入書を寄託しました。その結果、今年1月14日からこの条約は日本において発効しました。1965年に国連で採択され、1969年に発行してから27年後、世界では146番目というあまりに遅い加入です。さらに、日本政府はこの条約発効にともなう国内法整備はいらないとし、発効後の現在も何ら具体化を考えていないという問題もあります。

しかしながら、この条約が撤廃しようとする「人種差別」というものを考えるとき、日本国内で起こっている人権侵害、根深い差別問題の克服のための武器となる画期的な内容のものです。そこでこの条約について簡単であります紹介します。

★幅広い「人種差別」の範囲

この条約は、前文と第1部、実体規定の1条から7条、第2部、実施措置の8条から16条、第3部、最終条項17条から25条でなりたっています。前文はこの条約の精神を記したもので、第1部が「本体」で、第2部は条

約の実施状況を監視する人種差別撤廃委員会の権限や規則、第3部は条約批准や効力発生などに関する規定です。

まず、第1条で人種差別の定義を定めています。その1項で、「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的出身若しくは種族的出身に基づくあらゆる差別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享受し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものを言う。」（政府公定訳）とうたっています。ここで差別の根拠にしてはならない事由として、人種（race）の他に皮膚の色（colour）、世系（descent）、民族的若しくは種族的出身（national or ethnic origin）をあげています。これは、外見上はつきり異なる人々への差別の他に、国籍による差別や種族と表現されている、nationalよりさらに細かいエスニック集団に対する差別など、かなり広い範囲を含んだものです。

日本国内で言えば、アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人やその他の外国人などが当てはまります。また、公定訳では「世系」と翻訳さ

れている descent は、多くの学者が「門地」と訳しているもので、出生や家柄などの社会的身分を指すと考えられ、被差別部落出身者も対象とされます。各国の条約実施を監視する人種差別撤廃委員会では、社会的出身にもとづく差別は入らないと言う見解をとっていますが、日本がこの条約に加入するために長年尽力してきた部落解放同盟などの主張を受けて、国会の外務委員会の決議の提案理由の中で具体的に「我が国に存在する被差別部落問題やアイヌ問題、定住外国人など」と示されています。

★アファーマティブ・アクションのすすめ

この条約の主な特徴としては、人種差別を禁止したのみならず、人権保護のために必要な措置を国がとることを義務づけていることです。2条2項において、「人権及び基本的自由を保障するため当該の発展及び保護を確保する特別かつ具体的な措置をとる」としています。つまり、形式的に平等をうたったところでなくならない長年の差別と抑圧の構造を解消するには、例えば経済的扶助や雇用を促進するアファーマティブ・アクションが必要であるということです。そして、1条4項でこういった「必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。」としています。

また、5条では、保障されなければならない権利を定めていて、(a) で裁判所など審判を行う機関での平等な取り扱いについての権利、(b) で暴力又は傷害に対する国家による保護を受ける権利など、その他あらゆる政治的、市民的、社会的権利が盛り込まれてお

り、6条では人権侵害による賠償を裁判所に求める権利の確保、7条には人種差別撤廃のために教育や文化の分野で効果的措置をとることを約束するとなっています。

★留保された第4条

日本政府はこのすばらしい条約の締結に当たって、すべての条文を支持したわけではありません。

4条 (a) (b) 項については留保されました。というのもその内容が、人種差別にもとづく宣伝や団体を非難し、差別の扇動や行為を根絶する迅速かつ積極的措置をとることを約束する、というものでさらに具体的にそれらの行為を法律で処罰るべき犯罪としています。日本政府はこの法的禁止が、日本国憲法が補償する表現の自由、結社の自由に抵触するという考えです。日本がこの条約を批准するのが遅れたのもこの条文がネックになつたためでした。1994年にアメリカ合衆国がこの条約を批准したことが日本の条約批准への大きな圧力となり、4条は留保して締結となりましたが、それでも条約を締結した方がメリットがあります。差別行為の法的な禁止は4条のみでなく2条でもいわているからです。また、差別の被害者による通報制度について定めた14条の宣言も行われませんでした。このことも、4条の留保と並んで今後の重大な課題です。

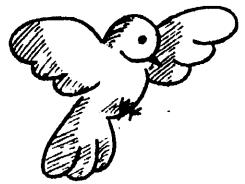
★日本政府の報告書とNGO

日本政府はこの条約を実施するためにとつた措置に関する報告書を条約発効後1年内、1997年1月14日までに国連に提出しな

ければなりません。報告書は人種差別撤廃委員会で審議され、その内容について「一般的勧告」や「意見」が採択されます。また、N G O や市民グループも政府報告書に対抗してレポートを作成し、この条約実施の監視と委

員会での審議への間接的参加を目指す予定です。やはり、この条約の主旨の実現には4条の批准と14条の宣言を行う必要があり、完全実施と条約加入とともに国内法令の改正を目指して働きかけてゆくべきでしょう。

シンポジウム 人種差別撤廃条約の完全実施と 外国人の人権



4月 19日 (金)

「すぐれた人種」もなければ「劣った人種」もない
——きっぱりとこう言い切った国際条約が
今年、日本で発効しました。

開場 PM 6:00 開始 6:30~9:00



講演：

友永健三さん

(部落解放研究所所長)

ディスカッション：

W・ヘルベルトさん (徳島大学外国人教師)

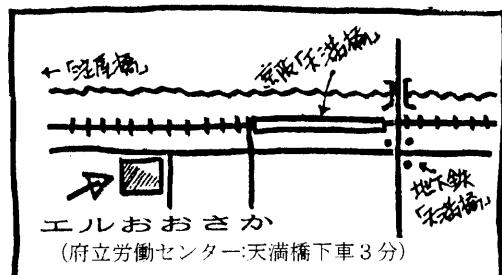
徐正禹 (ソ・ジョンウ) さん

(在日コリアン人権協会会長)

金相文 (キム・サンムン) さん

(民族教育促進協議会事務局長)

友永健三さん



シンポ実行委

神戸学生青年センター、在日韓国民主人権協議会、在日高麗労働者連盟、在日コリアン人権協会、NAW (アジア労働者情報交流センター)、反差別国際運動日本委員会、部落解放同盟大阪府連、民族教育促進協議会、RINK (五十音順 / 3月17日現在)

よびかけ・連絡先

RINK (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク) ☎ 06-910-7103

2月の新聞記事から

2/3 中国南部雲南省のミャンマー国境付近でマグニチュード7の地震が発生し、228人が死亡、3,700人が重傷を負った。

2/5 茨城県の東海事業所再処理工場で昨年11月20日に点検中に放射能漏れ事故があったことが分かった。

2/7 西淀川公害裁判の原告らが環境保護などを目的とする、「公害地域再生センター」設立準備会を発足。

2/9 関西電力は福井県の大飯原発1号機で細管の一部が破損したため二次冷却水に海水が漏れ、補修作業を行うことを発表した。また、一次冷却水漏れ事故のため2年間運転を停止していた美浜原発1号機を13日に起動すると発表した。

2/10 北海道の豊浜トンネルで大規模な崩落事故が発生、バスと四輪駆動車が下敷きになり徹夜の救出作業を行ったが、17日、バスの乗客19人と乗用車の1人全員遺体で収容された。

2/11 昨年12月の高速増殖炉「もんじゅ」の事故でナトリウム除去作業を行った職員2人に軽い火傷のような症状が出ていたことが分かった。動燃は労災として届ける予定。

2/14 第45期王将戦で羽生嘉治名人

が谷川浩司王将を破って、史上初の七冠制覇を最年少で果たした。

2/15 H.I.V訴訟の原告らが東京・霞ヶ関の厚生省前で座り込み、16日に蓮が厚生大臣と面談し厚相は初めて国の責任を認め謝罪した。

2/16 関西電力は9日に福井県の大飯原発で起きた海水漏れのトラブルは細管に貝類の死がいが入り内面を傷つけたためと発表した。

2/22 新潟県の柏崎刈羽原発で試運転中の6号機の冷却水再循環ポンプ1台が停止した。電気系のトラブルと見られる。

2/23 1月に起きた伊方原発の蒸気噴出事故について、四国電力はプラントメーカーの発注ミスによる企画違いの部品が原因との報告をまとめた。

新潟水俣病2次訴訟の口頭弁論が東京高裁で開かれ、昨年12月に締結された協定にもとづく内容で、原告と昭電の和解が成立。内容は原告1人につき260万円、被害者団体に4億4,000万円を支払うなど。

2/26 薬害エイズ問題で非加熱製剤の継続使用を推進したとされる帝京大の阿部英副学長が辞任。

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、額価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

額価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259